

総務委員会陳情審査結果表表 (17.2 定分)

(警察本部)

受付番号 年月日	件 名 要 旨	提 出 者	委 員 会 審 査 結 果
<p>第 215 号 16.11.12</p>	<p>【陳情趣旨】 わが国では近年、犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化・低年齢化の一途を辿り、国民の生命・財産の保護を責務とする国家の存立基盤をも脅かす状況にあります。このような現状の中、犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的苦痛を強いられてきました。</p> <p>「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない」という、平成2年の最高裁判決が、わが国の犯罪被害者がおかれている立場を明確にしています。</p> <p>加害者については医療費・食料費・生活管理費また国選弁護報酬費まではるかに高額な公費を国家が負担しています。このように「加害者の権利だけが保護される極めて不公正な扱いを是正し、国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活補償・精神的支援などを被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務であります。</p> <p>よって、貴議会の規定に基づき後記の通り陳情を行いますのでよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。</p> <p>【陳情事項】 次の内容の「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を地方自治法第99条に基づき国に提出して下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。 2. 罪被害者が刑事裁判手続きに参加できる制度(訴訟参加)を実現すること。 3. 犯罪被害者が刑事裁判とあわせて、民事上の損害回復ができる制度(付帯私訴)を実現すること。 4. 被害者救済制度を確立すること。 	<p>全国犯罪被害者の会(あすの会)</p> <p>幹事会員 林 良平 会 員 稲上雄二 会 員 藤本 護</p>	<p>17.3.10 採 択</p>

平成 16 年 12 月 17 日

あすの会御中

ご依頼いただきました平成 16 年 12 月 14 日に可決した「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」をお送りいたします。よろしくお願ひします。

〒730-8509 広島県広島市中区基町 10-52

広島県議会事務局秘書課

TEL 082-228-2894

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国においては、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。

こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成十二年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続から排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に、民事裁判を起さなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担を強いられている。

以上のことは、法制度上、被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

本年十二月一日に、犯罪被害者の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者やその家族などに対する権利が明確に位置づけられるとともに、国及び地方公共団体の責務が明記され、一定の前進が見られたところである。

しかしながら、同法に規定された基本的施策によれば、今後の取り組みが期待できるものの、施策の具体的内容や実施時期等については明記されておらず、一刻も早く新たな制度の確立が望まれるところである。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため、次の事項について配慮されるよう強く要望する。

- 一 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 二 被害者が刑事手続に参加できる制度を創設すること。
- 三 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国においては、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。

こうした中で、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成十二年に「犯罪被害者保護関連三法」が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や記録閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続から排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論など重要な権利が全く認められていない。

また、我が国の制度では、被害者が加害者に損害賠償を請求するためには、刑事裁判とは別に、民事裁判を起さなければならず、犯罪による直接的な被害の上に、さらに多大な負担を強いられている。

以上のことは、法制度上、被疑者・被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

本年十二月一日に、犯罪被害者の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者やその家族などに対する権利が明確に位置づけられるとともに、国及び地方公共団体の責務が明記され、一定の前進が見られたところである。

しかしながら、同法に規定された基本的施策によれば、今後の取り組みが期待できるものの、施策の具体的内容や実施時期等については明記されておらず、一刻も早く新たな制度の確立が望まれるところである。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復制度確立のため、次の事項について配慮されるよう強く要望する。

- 一 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 二 被害者が刑事手続に参加できる制度を創設すること。
- 三 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害回復を求めることができる制度を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

発議第二十三号

発 議 書

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

右別紙意見書の通り発議する。

平成十六年十二月十四日

県議会議員 平 田 修 己
外十一人

県議会議長 新 田 篤 実 殿

12/14 採択された。



OKAYAMA Prefecture

議会事務局

県議会トピックス

岡山県

平成16年12月県議会定例会から

12月3日に開会された12月定例会は、諸議案の審議を終え、12月22日に閉会しました。

この議会で審議された議案は、知事から提出された①一連の台風被害の復旧関連費などを盛り込んだ、総額296億9,100万円を補正する本年度一般会計補正予算案など予算案3件、②合併で3月に誕生する新井原市など9地域の合併関連議案など事件案件17件、③現在の地方振興局を3つの県民局に再編することに伴う、県民局設置条例など条例案20件、④任期満了に伴う収用委員の任命同意などを求める人事案件2件の計42件が提案されました。これに、9月定例会から継続審査となっている公営企業会計の決算認定議案3件と契約議案の計46件を審議し、このうち、平成16年度岡山県一般会計補正予算など議案44件はいずれも全会一致または多数により原案を可決または同意しました。また、平成15年度岡山県歳入歳出決算認定議案と継続審査の契約議案は、引き続き閉会中の継続審査とされました。

議員提出議案の「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書案」、「北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書案」及び「岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例案」3件は全会一致により原案を可決し、意見書は関係行政庁並びに衆議院、参議院に送付しました。

任期満了に伴う選挙管理委員及び補充員の選挙は、指名推選により委員に水川武司、岡本研吾、和田秀樹、長谷川知子、補充員に安倉孝弘、藤枝薫、宮島啓人、小寺加代子の各氏が選ばれました。

請願・陳情は、5件が採択、65件が不採択、27件が継続審査となりました。

開会日には、知事から提案説明があり、引き続き7日から代表質問が行われ、また、10日から4日間にわたり一般質問が行われました。

代表質問は、戸室敦雄(自由民主党)、姫井由美子(民主・県民クラブ)、景山貢明(公明党)の3議員が県政全般について当局の考え方をたしました。

一般質問は、井手紘一郎、小田春人、岸本清美、小野泰弘、内山 登、渡辺英気、小田圭一、井元乾一郎、池田道孝、佐藤真治、蓮岡靖之、高橋戒隆、小林清子、波多洋治、西岡聖貴、神宝謙一、加藤浩久、小倉弘行、山本満理子(以上自由民主党)、住吉良久、長瀬泰志、三原誠介(以上民主・県民クラブ)、吉田政司、増川英一(以上公明党)、赤坂てる子(日本共産党)、蜂谷弘美(無所属)の26議員が行いました。

◆◆代表質問から◆◆

●学力の向上について

【質問】

学級編制の弾力化について、現在、中学校第2学年まで拡大し、中学校の教育課題に应运してきたが、今後どう取り組んでいくのか。また、「小1グッドスタート支援事業」と「高校スペシャリスト活用支援事業」は多くの県民が高く評価し、学力向上へつながる重要な施策の1つであり、ぜひ継続実施してほしいが、所見を伺いたい。

【答弁】

本県では教育上の課題を的確に把握し、その改善に向け、単県措置も含め重点的に教員配置を行っている。

学級編制の弾力化については、現在、中学校の第1学年と第2学年で35人学級を実施しているが、残る第3学年での実施や、小学生への導入も早急に取り組むべき課題と考えている。また、今年度で終了する緊急地域雇用創出特別基金事業で実施している「小1グッドスタート支援事業」や「高校スペシャリスト活用支援事業」については、保護者や学校の要望も強いと聞いている。今後、教育委員会と十分協議して、前向きに対処したい。

●瀬戸大橋を利用した広域都市圏の創生について

【質問】

デンマークのコペンハーゲンとスウェーデンのマルメを結ぶオアスン橋と同じ鉄道併用橋である瀬戸大橋を基軸とした中四国の交流は、道州制への大きな足がかりとなると思うが、所見を伺いたい。

【答弁】

瀬戸大橋は、3橋の中で唯一の鉄道併用橋であり、中四国地域における経済的、社会的な地域間交流の大きなかなめである。

今後、瀬戸大橋のさらなる活用を図りながら、瀬戸内海を超えた経済圏、社会圏を着実に広げていくことにより、道州制を含め、この地域の広域自治体のあるべき姿の論議やその方向に関する意識が共有されていくものと期待している。

●災害対策について

【質問】

東南海・南海地震により、広い範囲で津波被害が予想される中で、ハザードマップが年内にできると聞いているが、作成予定を伺いたい。

【答弁】

近い将来高い確率で発生が予測されている東南海・南海地震により、県内でも津波被害が想定されることから、現在、県において津波浸水予測図を作成中であり、年内には完成する予定である。

この予測図を、年度内には浸水の恐れのある市や町に提供し、避難所や避難経路等を記入した津波ハザードマップをできるだけ早期に作成するよう働きかけることとしている。

↩BACK↩



犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、わが国では犯罪件数が急激に増加し、その内容も凶悪化・低年齢化の一途をたどり、社会秩序は乱れて、国民の日常生活が脅かされています。

こうした現状の中で犯罪被害者とその家族は、一生立ち上がれないほどの直接的な痛手を受け、さらに報道被害や司法制度の不備という二次・三次被害にさらされています。国家からの十分な保護・援助は受けられず、人権は侵害されたまま生活しています。

一方、加害者は治療費、衣食住の費用から国選弁護報酬費にいたるまで国家が負担し、加害者の人権は手厚く保護されています。国民の誰もが犯罪被害者になる可能性がある以上、現在の「加害者の権利」だけが保護されている不公平な扱いは、是正されなければなりません。犯罪被害者の人権を保護し権利を認め、精神的支援も含めた被害回復のための支援制度を早急に確立することは、国の責務と考えます。

しかし、平成2年の最高裁判決は「刑事裁判は、社会秩序維持を護るためにあるので、被害者のためにあるのではない」と述べ、わが国の犯罪被害者がおかれている立場を理解されていません。

よって津山市議会は国会及び政府に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

- 1) 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2) 犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度(訴訟参加)を創設すること。
- 3) 犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度(付帯私訴)を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 6月25日

岡山県津山市議会

採された意見書・決議

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

近年、犯罪被害者の救済について社会的な関心が高まる中、平成12年には、犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも公判における意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになった。

しかしながら、依然として刑事手続からは排除されたままであり、被告人への質問や反論、さらには、証人への尋問など、犯罪被害者にとって切実な関与手段は未だに認められていない。

また、加害者に対して損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならない、このことは、犯罪被害者やその家族にとり、犯罪による直接的な被害に加え、更に過酷な負担となっている。

以上のことは、司法制度上、被告人に認められている弁論権や証拠調べ請求権などの人権保障と比べると著しく公平を失うものである。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復制度を確立するため、次の事項を早急に実現されるよう、ここに強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるようにすること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 7月 9日

香 川 県 議 会

犯罪被害者救済と被害回復制度の拡充に関する意見書（案）

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

16 7 29

徳島県 議長 名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長
検事総長
警察庁長官
協力要望先
県選出国會議員

犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならない。このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、国におかれては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急実現するよう強く要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続きに参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続きに附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 雅 宣

衆	議	院	議	長	}	様		
参	議	院	議	長				
内	閣	総	理	大			臣	
国	家	公	安	委			員	長
警	察	庁	長	官			長	
法	務	大	臣	長				
検	事	総	長	長				

議発第7号

意見書議案の提出について

平成16年7月高知県議会定例会に「犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成16年7月26日

高知県議会議長 森 雅 宣 様

提出者	高知県議会議員	西岡仁司
	同	東川正弘
	同	土森正典
	同	結城健輔
	同	二神正三
	同	岡崎俊一

市議第26号

犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書議案

高知市議会は、犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書を次のとおり提出する。

平成16年6月23日

提出者 高知市議会議員

岡山	崎	豊
山	根	宏
武	内	堂
江	口	則
小	原	善
宮	島	敏
今	西	和
福	島	
浜	川	総
		一郎

犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連2法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならない。このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被害者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

よって、高知市議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

1. 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月23日

高知市議会議長 尾崎 武志

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	倉田	寛之	様
内閣総理大臣	小泉	純一郎	様
総務大臣	麻生	太郎	様
法務大臣	野沢	太三	様
国家公安委員長	小野	清子	様
警察庁長官	佐藤	英彦	様

犯罪被害者の救済と被害回復制度の拡充に関する意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛みを受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって重要な権利が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、さらに多大な負担を強いている。

以上のことは、司法制度上、被害者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失うものであり、早急に是正されなければならない。

よって、南国市議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

1. 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
2. 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月29日

南 国 市 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	倉田泉	様
内閣総理大臣	小泉生	様
総務大臣	野沢	様
司法事務官	小野	様
国家公安委員長	小松	様
検察総長	佐藤	様
警察庁長官		